

資料 1 - 2 経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針（抄）

平成 11 年 7 月 8 日
閣 議 決 定

第三部 経済新生の政策方針

第 1 章 多様な知恵の社会の形成

第 2 節 多様な人材の育成と科学技術の振興

2. 外国人労働者の受入れによる多様性と活力の確保

進展するグローバル化の中で、多様な知恵の時代を迎え、日本がこれから世界の中で豊かさを維持するためには、多様で異質な才能の積極的活用や創造的な発想に基づく経済活動の拡大が不可欠である。こうした観点からは、日本国内で海外の異質な文化的背景をもつ人々や企業が日本人や日本企業と協力し合い、あるいは、競い合いながら活躍するという状況を創り出していくことが望ましい。このため、次の点を基本的方向として、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に進めるための具体的方策等を検討し、推進する。

なお、いわゆる単純労働者の受入れについては、日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。

(1) 専門的・技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れ

専門的・技術的分野の労働者や外国の文化に基盤を有する思考または感受性を必要とする分野の労働者の受入れは、日本の経済社会の活性化に資するものと考えられる。また、日本において開かれた経済社会を構築し、異質の文化を持つ外国人が安心して日本で就労・滞在しその能力を発揮できるようにすることは、日本の経済社会の多様性に資するものと考えられる。

こうした観点に立って、専門的・技術的分野の労働者の受入れをより積極的に進めるための方策を推進する。このため、構造改革などを進めることにより、内外の人材にとって魅力の高い就労、生活環境をつくる。また、留学生宿舎の整備等支援策の充実により、留学生の受入れ拡大を図ることや卒業後の就職支援等を推進する。

(2) 経済社会の状況変化への対応

在留資格及び在留資格に関する審査基準によって規定される外国人労働者を受け入れる範囲については、今後も日本の経済社会の状況変化に対応して見直していくことが必要である。ただし、受入れ国としてみた日本には、周辺に巨大な人口を有しかつ経済的に発展途上にある国が多いことから、巨大な潜在的流入圧力が存在していることに留意すべきである。このため、日本の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、雇用情勢の悪化など日本の労働市場の状況を反映して的確かつ機動的に入国者数の調節ができるような受入れのあり方についても検討する。